

(様式8)

公共事業終了箇所評価調書

評価確定日(平成21年 7月31日)

事業コード	H21-農-終-10		区 分	● 国庫補助 ○ 県単独
事業名	林道事業		部 局 課 室 名	農林水産部 水と緑の森づくり課
事業種別	フオレスト・コミュニティ総合整備事業		班 名	治山・林道班 (tel)018-860-1945
路線名等	白木峠線		担 当 課 長 名	水と緑の森づくり課長 池田光晴
箇所名	横手市山内小松川字小松川		担 当 者 名	加賀貞寿
総合計画との 関連	政策コード	8	政 策 名	自給力、需要創造力を高めよう農林水産業
	施策コード	5	施 策 名	森林整備から木材加工・販売までの一貫した体制の構築
	指標コード	2	施策目標(指標)名	林道・基幹作業道密度(累計)

1. 事業の概要

事業の 背景及び 目的	横手市の旧山内村北部に位置する小松川地区と黒沢地区を結ぶ骨格的林道として、森林の適切な維持管理と林業生産活動を促進するため、林道を開設する。					
事業期間	前回(H15年)	H5年 ~ H18年	総事業費	前回(H15年)	21.0 億円	
	終了	H5年 ~ H19年		終了	12.6 億円	
事業規模	前回(H15年)	森林基幹道 幅員4.0m、延長10,550m、利用区域面積657ha				
	終了	森林基幹道 幅員4.0m、延長10,499m、利用区域面積657ha				
事業効果の 要因変化及び 発現状況			前回評価計画①	最終②	増減②-①	理由
	事業費		2,100,000	1,257,980	-842,020	
	経 費 内 訳	工事	2,100,000	1,257,980	-842,020	
		用補			0	
		その他			0	
	事業内容		幅員4.0m、 延長10,550m、	幅員4.0m、 延長10,499m、		既設作業道を利用してコスト縮減がなされた。
	コスト・効果対比較			費用便益変化の主な要因(前回評価→終了)		
	○最終コスト 終了C②/前回評価C①=(60%)			【便益】 ・コスト縮減によりB/Cの値が上昇した。		
	○費用便益 前回評価B/C=(1.29) ↓ 終了B/C = (1.46)			【費用】 ・既設作業道を利用時のコスト縮減を実施した。		
	目 標 達成率	指標名	林道・基幹作業道密度(累計)			
指標式		林道・基幹作業道延長/民有林面積				
指標の種類		○ 成果指標 ● 業績指標	低減指標の有無		○有 ●無	
目標値a		6.4m/ha		データ等の出典		
実績値b		6.3m/ha		林道事業実績報告		
達成率b/a		98.4 %		把握の時期		
指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法 ○指標を設定することができなかった理由及び把握方法と成果 ※データの出典含む						
-						
自然環境の 変化	特になし					
社会経済 情勢の変化	特になし					
事業終了後の 問題点及び管 理・利用状況	問題点、特になし。 管理、事業完成後横手市に移管、横手市で管理を実施している。					

住民満足度等の状況 (事業終了後)	①満足度を把握した対象 ● 受益者 ○ 一般県民 (時期:平成20年 8月) ②満足度把握の方法 ○ アンケート調査 ○ 各種委員会及び審議会 ○ ヒアリング ○ インターネット ● その他の方法 (具体的に、市役所職員担当者からの聞き取り調査及び登山者からの聞き取り調査) ③満足度の状況 森林の整備・保全是もとより、「白木峠」への登山ルートとして登山客から利用・親しまれており、地域住民のみならず、県内外からも注目され、利用者の満足度は高い。
上位計画での位置付け	「雄物川地域森林計画」に林道整備路線として、当該路線が計画されている。
関連プロジェクト等	当林道沿線において、「秋田県水と緑の森づくり事業」で山林を針広混交林へ誘導するための整備事業が実施されて
前回評価結果等	●選定または継続 ○改善 ○見直し ○保留又は中止
	①指摘事項 なし
	②指摘事項への対応 -

2. 所管課の自己評価

観点	評価の内容(特記事項)	評価結果
有効性	①住民満足度の状況 ●A ○B ○C 市役所職員担当者からの聞き取り及び登山者からの聞き取りを行ったところ、地域住民の満足度は高い	○A
	②事業の効果 ○A 達成率100%以上 ●B 達成率80%以上100%未満 ○C 達成率80%未満 達成率 98.4 %	●B ○C
効率性	①事業の経済性の妥当性 ●A ○B ○C 事業の費用便益比は1.46であり、妥当である。 総費用1,858,997千円、総便益2,706,628千円	●A
	②コスト縮減の状況 ○A 縮減率20%以上 ○B 縮減率20%未満 ○C 縮減なし	○B
	-	○C
総合評価	○A (妥当性が高い) ●B (概ね妥当である) ○C (妥当性が低い) 各観点の評価結果から、事業箇所としての有効性及び効率性も高く、概ね妥当である。	

3. 評価結果の同種事業への反映状況等(対応方針)

事業実施にあたっては、コスト縮減に取り組むとともに、森林の適切な整備、保全及び森林施業の効率化を支える基盤として、有効活用がなされる林道開設を推進する。

4. 公共事業評価専門委員会意見

県の対応方針を可とする。

○総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	B
B (概ね妥当である)	「A」判定、「C」判定以外の場合	
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合	